総合事業予防給付型サービス重要事項説明書

令和　　年　　月　　日現在

1.　利用者（被保険者）　様

2.　事業所の概要

（1）事業者の指定番号及びサービス提供地域

事　業　所　名	つくしケアセンター陣原
所　在　地	北九州市八幡西区陣原1－1－51
管 理 者 の 氏 名	小川　竜也
電　話　番　号	093－631－5515
F　A　X　番　号	093－631－5655
事 業 者 指 定 番 号	4070708427
利　用　定　員	42名
サ ー ビ ス 提 供 地 域	北九州市八幡西区・若松区、遠賀郡

※　上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（2）事業所の職員体制

	職務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名	―	1名
生活相談員	生活指導及び相談	1名以上	―	1名以上
看護職員	心身の健康管理、保健衛生管理	―	1名以上	1名以上
介護職員	介護業務	1名以上	5名以上	6名以上
機能訓練指導員	機能訓練の指導	―	1名以上	1名以上

（3）サービス提供の時間帯

	サ ー ビ ス 提 供 時 間 帯
平　日	09:45　～　16:00
土・祭日	09:45　～　16:00

（4）営業時間帯

	営 業 時 間 帯
平　日	8:30　～　17:30
土・祭日	8:30　～　17:30
営業しない日	日曜日　・　12月31日　～　1月3日

（5）提供するサービスの第三者評価の実施状況　　無し

3. 事業の目的と運営方針等

（1）事業の目的

株式会社サンシャインが開設する、つくしケアセンター陣原（以下「事業所」という。）が行う総合事業予防給付型サービスの事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「介護員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者、障害者に対し、適正な通所介護を提供することにより生活の助長、社会的孤立感の解消心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

（2）運営方針

事業所の介護員等は、「利用者の、人権を守る」の基本理念に則り、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた生活の質の確保を重視しつつ、全体的な日常生活動作の維持、向上を図るように支援する。

4. サービス内容

① 健康チェック　：体温・血圧・脈拍の測定・体調確認等
② 運動器機能向上　：日常動作訓練、歩行訓練・体操・機能訓練（パワーリハビリ）等
③ 食事　：昼食の提供
④ 入浴　：入浴の提供
⑤ 相談対応　：お客様やそのご家族の生活相談の対応
⑥ 送迎　：お客様の居宅からサービス事業所までの送迎
⑦ その他　：その他の必要な日常生活上の世話等

※各々のサービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、サービス従事者までお気軽におたずねください。

5. 秘密保持及び個人情報の保護

（1）サービス従業者は、業務上知り得たお客様及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図るなど正当な理由がない場合以外には開示しません。その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。

（2）サービス従業者は、必要な範囲においてお客様及びそのご家族等の個人情報を取り扱い致します。尚、お客様及びそのご家族から取得した個人情報を以下の目的のために使用します。

①当事業所サービス提供のため
②お客様へのサービス提供について他の事業所と連携するため（サービス担当者会議等）
③緊急時に医療機関に連絡を行うため

※ご記載、ご同意頂けない場合にはご家族様の個人情報の使用は致しません。

6. 利用者負担金

（1） サービス料金

・基本料金：次表の金額は、介護保険法で定める総合事業予防給付型サービスの基本となる報酬単価であり、地域により異なります。

基本料金の金額は、月単位になります。

要支援の区分	基本料金	
要支援1	1，696円／月	＋該当する加算分
要支援2	3，476円／月	

※上記金額は、1割負担の方の金額となります。

※上記設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安を基準とします。

（2）加算分

・介護保険法で定められている通所介護サービスに係る加算は以下の通りです。

加算の種類	（基準額）	加算の種類	（基準額）
運動器機能向上加算	229／月	サービス提供体制加算（要支援1）	90円／月
同一建物居住者等減算（要支援1）	－381円／月	サービス提供体制加算（要支援2）	179円／月
通所介護送迎減算	－47円／回	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	80/1000円／月

※上記金額は、1割負担の方の金額となります。

〔加算の該当条件〕

① 個別機能訓練加算：機能訓練指導員（PT、OT、看護職員、介護職員、生活相談員が共同してお客様に対して個別の機能訓練実施計画を作成し、これに基づく適切なサービスを実施した場合

（3） お客様負担金

・介護保険の適用になるお客様は、**基本料金の1割、2割または3割**をお支払い頂きます。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えた分に関しましては、全額自己負担（前記の基本料金）となります。

（4）その他お客様の実費負担の対象になるもの

種類	利用者負担金	備考
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う場合：片道300円	―
食事代	1回　700円	食事代（おやつを含む）
オムツ代	1枚　150円	―
当社以外のサービス提供や実際負担が生じたもの	理美容等は実費 要した費用の実費	内容により異なる

7. 利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月　　日までに利用者に請求し、利用者は、翌月　　日までに次のいずれかの方法により支払います。

□ 自動引き落とし

□ 現金払い

□ 金融機関振込　※ 手数料は、(事業者・利用者)の負担となります。

西日本シティ銀行・金庫 組合・農協		折尾　支店
1 普	口座名義人	株式会社サンシャイン
2 当	口座番号	2016070

郵便局	
口座名義人	
記号	
番号	

8. 領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

9. キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日1営業日前の昼12時までに連絡がなかった場合・・・700円

10. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊迫の事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画等の対策をたてて、年2回利用者及び従業員の訓練を行います。

11. 事故発生時の対応

(1)利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

(2)事故の状況及び事故に際して採った処置を記録に残します。

(3)利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援事業者などへ連絡をします。

主治医	病院・医院名	
	電話番号	
	住所	

ご家族	氏名(続柄)	(　)
	電話番号	
	住所	

13.　相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応いたします。

〔当事業所ご利用相談室〕

苦情解決責任者	管理者　小川　竜也
窓口担当者	矢野　マリ
ご利用時間	月曜日 ～ 土曜日　午前 8 時 30 分 ～ 午後17時 30 分
ご利用方法	電　話　（093）631－5515
苦情処理体制	1. **苦情受付**: 利用者や家族からの苦情を受け付け、詳細を聞き取ります。 2. **苦情内容の把握**: 苦情申立者の名前や住所、当事者との関係等を聞き取り、苦情の根本原因を探ります。 3. **苦情内容への対応**: できる限り迅速かつ親切に対応し、申立者の納得が得られない場合は、対応が途切れないように工夫します。 4. **記録の記入**: 苦情のあった件については内容を記録し、必要に応じて事業者に対する苦情申立書をもって行います。

公的機関に於いても、下記機関にて苦情申し出ができます。

〔区役所介護保険係〕

門司区役所	北九州市門司区清滝 1-1-1
電　　話	093-331-1894
Ｆ Ａ Ｘ	093-331-1805
ご利用時間	平　日　　午前8時30分　～　午後5時
小倉北区役所	北九州市小倉北区大手町 1-1
電　　話	093-582-3433
Ｆ Ａ Ｘ	093-562-1382
ご利用時間	平　日　　午前8時30分　～　午後5時
小倉南区役所	北九州市小倉南区若園 5-1-2
電　　話	093-951-4127
Ｆ Ａ Ｘ	093-951-5553
ご利用時間	平　日　　午前8時30分　～　午後5時
戸畑区役所	北九州市戸畑区千防 1-1-1
電　　話	093-871-4527
Ｆ Ａ Ｘ	093-881-5353
ご利用時間	平　日　　午前8時30分　～　午後5時
八幡東区役所	北九州市八幡東区中央 1-1-1
電　　話	093-671-6885
Ｆ Ａ Ｘ	093-662-2781
ご利用時間	平　日　　午前8時30分　～　午後5時

八幡西区役所	北九州市八幡西区黒崎 3-15-3 コムシティ 4 階
電　　話	093-642-1441（内線 472）
Ｆ Ａ Ｘ	093-621-0862
ご利用時間	平 日　　午前8時30分　～　午後5時

若松区役所	北九州市若松区浜町 1-1-1
電　　話	093-761-4046
Ｆ Ａ Ｘ	093-751-2344
ご利用時間	平 日　　午前8時30分　～　午後5時

北九州市役所	北九州市小倉北区城内 1-1
電　　話	093-582-2771
Ｆ Ａ Ｘ	093-582-5033
ご利用時間	平 日　　午前8時30分　～　午後5時

〔福岡県国民健康保険団体連合会〕

所　在　地	福岡市博多区吉塚本町13番47号（国保会館5階）
電　　話	092－642－7859
Ｆ Ａ Ｘ	092－642－7813
ご利用時間	平 日　　午前8時30分　～　午後5時

〔福岡県介護保険広域連合遠賀支部〕

所　在　地	遠賀郡岡垣町百合ヶ丘 2-15-1
電　　話	093－291－5266
Ｆ Ａ Ｘ	093－291－5281
ご利用時間	平 日　　午前8時30分　～　午後5時

14．損害賠償について

（1）利用者に対する本サービスの提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者またはそのご家族等の介護者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、利用者またはそのご家族等の介護者に過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

（2）物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。

損害賠償保険会社	三井住友海上火災保険株式会社

15. 心身の状況の把握

指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16. 居宅介護支援事業者等との連携

（1）指定通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

（2）サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

（3）サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

17. サービス提供の記録

（1）指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から 5 年間保存します。

（2）利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

18. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1） 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　小川　竜也

（2） 成年後見制度の利用を支援します。

（3） 苦情解決体制を整備しています。

（4） 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

（5） 介護相談員を受入れます。

（6） サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

19. 身体拘束について

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

20. ハラスメント対策について

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的 な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

2 ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合、状況によって重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

（1）性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為

（2）特定の訪問介護員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力

（3）叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力

（4）長時間の電話、訪問介護員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等、その他行為

21. 業務継続計画の策定等

（1） 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。

（2） 感染症及び災害に係る研修を定期的（年 1 回以上）に行います。

（3） 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

22. 衛生管理等

（1） 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

（2） 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。

（3） 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

（4） 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（5） 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

総合事業予防給付型サービス利用の開始にあたり、利用者に対して総合事業予防給付型サービスの内容及び重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を 2 通作成し、お客様（またはその代理人）は、記銘捺印の上、各 1 通を保管するものとします。

年　　月　　日

〔 事業者 〕　　所 在 地　　北九州市八幡西区陣原１－１－51
事業所名　　つくしケアセンター陣原
代表者名　　髙 山　良 太　　印
事業所番号　　4070708427

〔 説明者 〕
氏 名　　小川 竜也　　印

私は、重要事項説明書に基づいて、総合事業予防給付型サービスのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。その説明を受けた内容について同意します。

年　　月　　日

〔 利用者 〕
住 所

氏 名　　印

〔 利用者代理人（選任した場合） 〕

住 所

氏 名　　印

〔 家族の同意 〕

住 所

氏 名　　印